

受総固第196号

決 定 書

異議申立人 宮部 龍彦

保有行政文書の開示請求拒否処分決定に対し、異議申立人が平成22年10月28日付けで提起した異議申立てについて、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申を得て、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

鳥取市は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用し、主文のとおり決定する。決定の理由は答申における審査会の判断と同様であるので、答申の写しをここに添付する。

平成23年9月21日

鳥取市長 竹内 功



(添付書類)

「鳥取市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)」(写し)

1部

(教示)

異議申立てに係る処分又はこの決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

また、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分又は決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



鳥情審答申第12号
平成23年9月5日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会長 寺 垣 琢 生



鳥取市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年11月15日付け発総固第279号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成22年9月2日付け受総固第212号についての拒否処分決定に対する
異議申立てについての諮問

【連絡先】

鳥取市市役所総務部総務課内
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
電話 0857-20-3104

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第12号)

平成23年9月5日

第1 審査会の結論

鳥取市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人の開示請求に対して平成22年9月2日付けで行った開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 経過

1 異議申立人は平成22年8月16日付けで次のとおり、開示請求を行った。「同和対策固定資産税減免に関する、平成20年度以降の次の文書

- ①減免の要件や手続きなどを定めた要綱
- ②鳥取市下味野地区（以下「甲地区」という。）の減免対象者に対する説明資料一式
- ③減免申請用紙
- ④鳥取市甲地区の同和対策減免の件数と総額
- ⑤鳥取市全体の同和対策減免の件数と総額
- ⑥鳥取市甲地区の対象地域（地図など）」

2 これに対して実施機関は、平成22年9月2日付けで請求内容①、③、⑤の文書を全部開示し、②、④、⑥については開示請求を拒否した。開示請求拒否理由の趣旨は次のとおり。

開示請求に係る文書は、特定の地域を指定した文書であって当該文書の有無を答えるだけでその地域が同和地区であるか否かを公にすることとなり、結果、当該地域の住民・出身者が差別を受けるおそれ、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから、鳥取市情報公開条例（以下「条例」という。）10条に該当するため。

3 これに対して異議申立人は、平成22年10月28日付けで異議申し立てを行った。

第3 異議申立ての内容（要旨）

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、請求を拒否した文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件処分の理由は、文書の有無を答えることが条例7条2号に該当することを意味しているが、同号はただし書きで「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は不開示情報から除外するとしており、次のとおり「甲地区が同和地区である」という情報は公にされたものである。

ア 憲法84条が、現行の租税を変更するには法律又は法律の定める条件

によること、さらに地方税法367条が、市長は条例の定めるところにより固定資産税の減免を行えることを定めている。これは租税法律主義の原則から、自身にどれだけの税金が課されるか法令により予測できることを要求するものであり、そのためには同和対策固定資産税減免の対象地域は公開されなければならない。したがって、同和対策固定資産税減免対象地域は、公にすることが予定されている情報である。

イ 鳥取市集会所管理規則（以下「集会所規則」という。）により設置されている集会所は、「同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するため」（1条）の施設であること、同規則2条により鳥取市甲地区集会所が設置されていることから、甲地区が同和地区であると知ることができる。

鳥取市地区会館管理規則（以下「地区会館規則」という。）により設定されている集会所は「同和地区における集会の場を提供するため」（1条）の施設であるから、同規則についても集会所規則と同じことが言える。

一方、鳥取市公告式条例2条及び3条は規則の公布を定めている。

- (2) 甲地区という地名が必ずしも具体的な同和地区の地域を示すということとはできないが、異議申立人の開示請求に対して実施機関は、「その地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなります」という理由で拒否処分している。
- (3) 同和対策固定資産税減免対象地域の住民・出身者が差別を受けるおそれがあるのに、集会所が設置された地域の住民・出身者が差別を受けるおそれがないということとはできないから、法令により公にされている情報と本件処分の対象となった情報は同等である。

第4 実施機関の説明（要旨）

1 鳥取市における同和問題の現状

鳥取市では、「同和対策事業特別措置法」等の特別措置法に基づいて同和地区指定を行い、住環境整備等の事業を実施してきた。また、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」に基づき、同和問題の解決に向けて各種施策を積極的に取り組んでおり、あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しているところである。

しかし、平成17年に鳥取県及び鳥取市がそれぞれ実施した調査結果は、いまだに市民の差別意識が解消されていないことを示していると考えられる。

さらに、戸籍不正取得事件、差別落書き事件及び同和地区該当地の問い合

わせ事件が発生している状況にある。

2 開示請求拒否の理由

- (1) 前述のような状況において、旧特別措置法に基づく本市の同和地区指定の地区名を公表することは、差別を助長するおそれがあり、公にすることはできないものとする。このため、地区名は「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。
- (2) 集会所規則及び地区会館規則は、単に集会所及び地区会館の名称と位置を公にしているものであり、同和地区指定の地区名を公にしているものではない。

第5 異議申立人の意見（要旨）

- 1 実施機関は、「いまだに市民の差別意識が解消されていない」理由として統計情報を引用しているが、条例7条2号の「個人に関する情報」との関連性が不明確である。

仮に甲地区が同和地区の呼称であるとして、調査結果の数値は県あるいは市全体のもので、甲地区の状況を示すものではない。

そもそも、条例7条2号の「個人に関する情報」は1人ないし限定された個人と結びつく情報を指し、ある地区の住民や出身者という不特定多数を指すものではない。

- 2 なお、甲地区が「被差別部落」であったことは、県立公文書館が所蔵している「ムラのあゆみ1 とっとり地域部落史研究 創刊号」により容易に知ることができる。また、近年まで同和対策事業が行われ、過去には地元小学校で甲地区が同和地区であることが教えられていたことから、甲地区が同和地区であるということは、鳥取市では非常によく知られている。
- 3 地区会館規則は同和地区指定の地区名を公にしているものではないとするが、異議申立人も同和対策目的の固定資産税減免に関する文書の公開を求めたのであって、直接同和地区指定の地区名を公にすることを求めている。地区会館所在地も同和対策固定資産税減免対象地域も同和地区であるという事実が別にあるだけである。
- 4 実施機関の理由説明書には固定資産税の減免対象地域が、なぜ憲法84条及び地方税法367条により公開が予定されている情報でないのか説明されていない。

第6 審査会の判断

- 1 実施機関は、「開示請求に対して当該開示請求に係る行政文書が存在して

いるか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」と判断して「当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する」とした。(条例10条)

したがって、①特定の地区が同和地区であることが不開示情報か否か ②本件開示請求に回答することが①の開示になるか否か、が問題となる。順次検討する。

2 まず①特定の地区が同和地区であることが不開示情報か否かを検討する。

(1) 条例7条2号の該当性が問題となる。

実施機関が挙げた統計情報は、甲地区の現状を表わすものではないが、鳥取県内・鳥取市内で未だに差別が解消されていない現状を表わしている。

具体的な同和対策減免対象地域の範囲が示されるものではないので、対象地域住民として特定の個人が識別されるわけではないが、「ある地区に同和対策減免対象地域が存在する」という情報が開示された場合、差別が完全に解消されたといえない現状を考えると、当該地区住民の権利・利益が害されるおそれは否定できない。したがって、条例7条2号本文に該当する。

(2) さらに、条例7条2号ただし書ア該当性が問題となる。すなわち、「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると、開示しなければならないからである。

ア 異議申立人は、「日本国憲法84条及び地方税法367条により公にすることが予定されている」と主張する。

しかし、憲法84条は、新たに租税を課す場合、または現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることが必要だと規定しており、固定資産税の減免について地方税法367条で「当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と定める。

鳥取市では、鳥取市税条例58条にその要件を定めている。これにより、憲法84条の要請を満たしている。

これ以上に、誰が減免を受けるかについてまで公にすることを予定していない。

鳥取市の具体的な固定資産税の減免手続きは、納税通知書発送後に提出された対象者からの減免申請書の審査により、固定資産税の減免をすることが適当かどうかの判断を行っているものであり、特定の者または特定の固定資産について、あらかじめ軽減した税額の納税通知書を発送しているものではない。

地方税法及び鳥取市税条例の減免規定により定められた『鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱』に基づき審査を行っているものであり、同和対策固定資産税減免の対象地域が公表されなければ減免することができないものとはいえない。

したがって、「日本国憲法 84 条及び地方税法 367 条により公にすることが予定されている」とはいえず、異議申立人の主張は認められない。

イ 異議申立人は、「鳥取市集会所管理規則及び鳥取市地区会館管理規則で既に公にされている。」と主張する。

しかし、同規則が定めているのは施設の名称と所在地であり、施設所在地が必ずしも同和地区内であるとは限らない。

よって、甲地区が「同和地区である、あるいは同和地区ではない」という情報は法令等の規定により公にされているものではない。

したがって、異議申立人の主張は認められない。

ウ 異議申立人は、「甲地区が同和地区であることは、鳥取市では非常によく知られている事実である」と主張する。

しかし、異議申立人の事実の認識にも疑問があるし、仮に事実であったとしても「慣行として公にされている情報」ということはできない。

したがって、異議申立人の主張は認められない。

3 次に②本件開示請求に回答することが①の開示になるか否かを検討する。

特定の地区に限定して「同和対策固定資産税減免に対する説明資料等」の開示を請求され、これに文書の存否を回答することは、当該地区は同和地区を含んでいるか否かを回答することとなり、①の開示に等しい。本件のような開示請求がなされた場合、請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで甲地区内に同和対策減免対象地域が存在するか否かを答えることとなる。

したがって、実施機関が条例 10 条により、請求を拒否したことは正当である。

4 異議申立人は第 3、2 (2) のとおり主張している。

なるほど、異議申立人の主張するとおり、仮に本件請求対象文書が存在する場合であっても、必ずしも甲地区全体が同和地区であることとはならない。

しかし、「ある地区に同和対策減免対象地域が存在する」という情報が開示された場合の危険性については上記 2 (1) のとおりであり、異議申立人の主張は当たらない。

5 また、異議申立人は第3、2(3)のとおり主張する。

しかし、集会所規則及び地区会館規則が同和地区の所在を表わしたものでないことは、上記2(2)イのとおりであるのに対し、同和対策固定資産税減免はその制度上、対象地域が同和地区に限定されるので、異議申立人の主張は当たらない。

《参考》

審査会の経過

年 月 日	概 要
平成22年11月15日	実施機関が諮問書を提出
平成22年12月13日	諮問の報告、受理
平成23年 1月14日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
平成23年 2月 7日	異議申立人から意見書を受理
平成23年 3月 9日	審議
平成23年 4月13日	審議
平成23年 5月25日	審議
平成23年 7月12日	審議
平成23年 9月 5日	答申